

令和5年3月24日

令和5年3月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年3月24日（金）午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 石井町役場3階 南会議室
- 3 出席委員 （11人）

会長 7番 矢部 幸一

委員 1番 田幡 裕
2番 久米 基敬
3番 黒住 敬
5番 吉浦 武夫
8番 藤井 利夫
9番 中村 恒夫
11番 桑内 千恵美
12番 大西 佐知子
13番 加藤 賢司
14番 井内 茂種

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第15号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第17号 農地法第4条の規定による許可の取消願について
- 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第20号 非農地証明願について
- 報告第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について

局長 それでは、ただいまより令和5年3月石井町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日、4番笠井委員、6番山口委員、10番吉村委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は、14名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は1番田幡委員、3番黒住委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第15号、農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第15号、農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、石井町長より、令和5年3月2日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積計画の諮問を求められたものです。利用権の新規が17件、更新が9件、農地中間管理権の新規が2件、更新が0件で、合計28件、68筆、73,994㎡となっております。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

今回の計画案は、農業経営の状況等から、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

審議に入る前に農用地利用集積計画(案)利用権の設定を受ける者に久米委員が

含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項に基づく議事参与の制限により久米委員は当議案の審議開始から終了まで退席してください。

(久米委員退席)

議 長 それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第15号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 それでは久米委員、入室してください。
(久米委員入室、着席)

議 長 次に議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については4件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号47から50については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。
なお、受付番号48及び49は、令和5年2月総会において審議いたしました議案第9号、受付番号31、転用目的が就労継続支援B型事業所に係る案件です。
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号47について、高川原字高川原の担当であります13番加藤職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

13番 議案第16号受付番号47について説明いたします。
3月15日に大西委員、井内委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第3条所有権移転の件で譲渡人と譲受人の委任を受けた行政書士に会い、申請内容に関する聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は高川原字高川原〇〇〇番、723㎡と〇〇〇番、899㎡で、ともに登記、現況とも田です。

譲渡人が申請地を手放す理由は、高齢であることと農業機械が故障して使用できなくなったためです。

以前から農地を手放す場合は買い取りたいと譲受人から要望があったため、この度売買が成立し、申請に至ったとのこと。

譲受人は、現在〇〇〇〇㎡の農地を所有し、石井町の下限面積要件を満たしております。

農業機械は、トラクター〇台、軽トラック〇台、田植機〇台、コンバイン〇台、乾燥機〇台、粃すり機〇台を所有しております。

以上のことから譲受人は、農地を効率的に利用できる基準を満たしており、許可相当と判断いたしますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号47について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号47は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号48、49、50については、譲渡人及び譲受人が重複する一連の申請であります。
つきましては、高川原字南島の担当であります14番井内委員に、まとめて現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

14番 議案第16号受付番号48、49、50の3案件を一括して説明します。
3月15日に、加藤職務代理、大西委員と私の3名で3案件の委任を受けた行政書士と現地確認及び聞き取りを行いました。
受付番号48、農地法第3条許可申請について説明いたします。
申請地は、高川原字南島〇〇〇番〇、760㎡と〇〇〇番〇、1,798㎡で、ともに登記が田、現況が田です。
譲渡人は、住居を町外に移転したので、譲受人に農地を有償移転するそうです。
譲受人は、新規就農で営農のために農地を購入します。

受付番号49、農地法第3条許可申請について説明いたします。

申請地は、高川原字南島〇〇〇番〇、1、629㎡、登記が田、現況が田です。

譲受人は、新規就農で営農のため、譲渡人から農地を購入します。

受付番号48の申請地と合わせると耕作面積が〇〇〇〇㎡となり、石井町の下限面積要件4、000㎡を超えます。

農機具について、譲受人は勤務先が保有するトラクター、軽トラック等を使用します。これに関する覚え書きと営農事業計画書が添付されております。

農業経験について、譲受人は実家の農作業を、休日を含めると180日ほど手伝っており、問題はないと思われます。

受付番号50、農地法第3条許可申請について説明いたします。

申請地は、高川原字南島〇〇〇番〇、1、652㎡で、登記が田、現況が田です。

譲受人は、農地面積の確保と、耕作が便利になるため、申請地を購入します。

譲受人は、農地を〇〇〇〇㎡以上所有し、年間300日就農しております。

必要な農機具は全て所有しており、問題はないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号48、49、50について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号48、49、50は原案のとおり決定いたしました。

なお、受付番号48及び49は、令和5年2月総会において審議いたしました議案第9号、受付番号31、転用目的が就労継続支援B型事業所に係る案件であるため、徳島県の農地法第5条許可を待って許可することといたします。

議 長 次に議案第17号、農地法第4条の規定による許可の取消願について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第4条許可の規定による許可の取消願については1件です。

(議案書に基づいて内容の説明)

受付番号51については以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号51について、石井字城ノ内の担当であります2番久米委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

2番 議案第17号、受付番号51、農地法第4条許可の取消願について説明いたします。本件は平成13年10月に石井字城ノ内〇〇〇番を分筆して転用許可を受けており、今回は事業計画の執行が不可能と判断したため取消申請を行うものです。

3月17日に申請者、田幡委員及び私の3名で現地確認並びに経過について聞き取りを行いました。

申請地は、西側に城ノ内溜池組合の水路に接し、東側と南側は農地、北側は雑種地に囲まれています。

現在は除草された状態で、農地から現状変更はされておられません。

計画していた分家住宅の建設は、諸事情により計画が頓挫し、今後実行されることは難しいとのことでした。

維持管理費用の軽減も考え、申請の取消が承認されましたら、隣接農地とともに併せて農地として管理することを申請者から確認しております。

よって、農地法第4条許可の取消は妥当と考えられますので、審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございますか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号51について、取り消しすることが妥当という確認書を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号51は許可を取り消すことが妥当という確認書を県知事に送付いたします。

議長 次に議案第18号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見等について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については1件です。

なお、受付番号52については、議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、受付番号55、議案第20号、非農地証明願について、受付番号58と関連した案件でありますので、併せて説明させていただきます。

(議案書に基づいて内容を説明)

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号52、55、58について、高川原字南島の担当であります14番井内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

14番 議案第18号、19号、20号は同一敷地で、併せての申請につき、3議案を一括して説明します。

3月15日に、加藤職務代理、大西委員、私の3名で3案件の委任を受けた行政書士と現地確認及び聞き取りを行いました。

議案第18号、受付番号52、農地法第4条許可申請について説明いたします。

申請地は、高川原字南島〇〇〇番〇、113㎡、登記が田、現況は雑種地です。

住居の南側で、自家用駐車場として10年以上前から使用していましたが、違法転用と知り、今回の申請に至ったとのことです。

顛末書、麻名用水利改良区の意見書も添付されております。

申請地の西側と北側は町道で、東側と南側は申請者が所有する農地であるため、問題はないと考えます。

議案第19号、受付番号55、農地法第5条許可申請について説明いたします。

申請地は、高川原字南島〇〇〇番〇、25㎡、登記が田、現況は宅地です。

住居の南側で、自宅の進入路及び庭として使用していましたが、違法転用と知り、申請したそうです。

使用貸借にかかる契約書、顛末書、麻名用水利改良区の意見書も添付されております。

隣接地は、申請者が所有しており、許可相当と考えます。

議案第20号、受付番号58、非農地証明願について説明いたします。

申請地は、高川原字南島〇〇〇番〇と〇〇〇番〇、2筆で171㎡、登記が田、現況は宅地です。

住居の南側及び東側で、平成8年以前から住居への進入口及び物置敷地として使用しており、農地への復元は困難と思われれます。

平成8年4月23日撮影の空中写真及び麻名用水利改良区の意見書も添付されており、問題はないものと考えます。

3件の全ての申請地が住居のために利用されており、現状の追認となります。
新たな工事は、発生しないとのことです。
転用目的、申請内容、添付書類等について問題はないと思われまますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可等の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 議案第18号、受付番号52、議案第19号、受付番号55、議案20号、受付番号58の申請地は、平成8年に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま井内委員が説明されたとおりです。
議案第18号、受付番号52の転用目的は駐車場で、申請人が自宅と兄の家の駐車場として利用しており、追認のため農地転用申請を行うものであります。
登記地目は田ですが、現況はコンクリート舗装がされた雑種地です。
現況のまま駐車場として利用するため、新たな工事はなく、雨水についても問題はないとのことです。

議案第19号、受付番号55の転用目的は、住宅敷地です。
申請地は登記では田ですが、宅地である南島〇〇〇番〇外とともに、現在、〇〇〇〇の住宅敷地となっております。

なお、住宅を建て替える関係から、〇〇〇〇に使用貸借を行います。

議案第20号、受付番号58、非農地証明願の申請地、南島〇〇〇番〇と〇〇〇番〇は、平成8年以前より宅地として利用してきたとのことであり、撮影年月日が平成8年4月23日、証明年月日が令和4年7月25日の一般財団法人日本地図センターの空中写真が添付されております。

受付番号55及び58については、現況の状態住宅敷地として利用するとのことであり、造成等はあらためて行わないとのことです。排水においても現状から特に変更はないとのことです。

受付番号52、55、58の申請地及び併せて利用する土地の北側は町道、南側は麻名用水利地改良区の水路、西側は宅地及び町道、東側は農地です。

農地転用については、周囲に迷惑をかけることがないように被害防除を行うことが申請書に明記されております。

顛末書が添付されており、今後は農地法を遵守することが明記されております。

麻名用水利地改良区の意見書も添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(2番久米委員挙手、議長が発言を認める。)

2 番 この案件自体は仕方がないと思います。
しかし、農地を違法転用し、建物が建った場合などに、石井町はどのように対応をしているのですか。

税務課は現況で課税しているはずですが、現況地目が異なることを発見した時点で登記地目を変更するように指導はしていないのですか。

事務局 農業委員会事務局が違法転用を見つけた場合、まずは農地に復旧するよう指導しています。

ただ、建物を建てたり、コンクリートが張られるなど、復旧が著しく困難な場合は、やむを得ない場合の対応として、徳島県と協議の上、農地転用を行い、違法状態を放置しないよう指導しております。

2 番 指導だけなのですか。

事務局 建物を壊したり、コンクリートを除去することは、現実的にはできません。

2 番 では、なぜ税務課は、違法転用を発見した時点で指導をしないのですか。
税務課は農業委員会に報告しないのですか。

事務局 農地法の規定と地方税法の規定は異なりますので、それぞれの法での判断になります。

(9番中村委員発言)

9 番 久米委員が言っているのは、税務課は違法転用を発見した時点できちんと対応しないのかということではないのですか。

事務局 このことについては、今後、税務課と協議を行っていきます。

議長 ほかに、ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

議案第18号、受付番号52及び議案第19号、受付番号55について、許可相当という意見を県知事に送付し、議案第20号、受付番号58について、非農地証

明書を交付することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号52及び受付番号55については、許可相当という意見を県知事に送付し、受付番号58については、非農地証明書を交付いたします。

議 長 次に議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については4件です。

なお、受付番号55につきましては、先ほど説明しましたとおりです。

(議案書に基づいて内容を説明)

議案第19号、受付番号53から56については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号53について、高川原字南島の担当であります14番井内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

14番 議案第19号、受付番号53、農地法第5条の規定による許可申請について報告します。

3月15日に加藤職務代理、大西委員と私の3名で、双方の委任を受けた行政書士の立会いのもとで現地確認及び聞き取りを行いました。

申請地は、高川原字南島〇〇〇番〇、22㎡で、登記が畑、現況が休耕地です。県道〇〇線から30mほど北に位置します。

譲受人は、申請地南側の社宅用駐車場として使用するため、農地転用及び所有権移転を申請します。

隣地とはコンクリートの水路壁、ブロック塀で区切られているため、境界は明白です。

雨水は地下浸透で、排水はなく、麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号53の申請地は、平成4年に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま井内委員が説明されたとおりです。

転用目的は駐車場で、〇〇〇〇の社宅が手狭であるため、隣接する宅地を購入し、申請地を駐車場とするものであります。

申請地の西側は併せて利用する宅地、北側は町道、東側は水路、南側は〇〇〇〇の宅地であり、西側の宅地との境界のブロック壁を撤去して高さを合わせ、北側の町道や東側の水路に影響がないように造成します。

申請地へは、西側の町道から進入します。

造成した表面は碎石で覆うため、雨水は敷地内に浸透します。

農地転用に関して、近隣の農地に影響がないこと、近隣とトラブル等があった場合は、転用者の責任において対処することが申請書に明記されております。

麻名用土地改良区の意見書も添付されております。

預金残高証明書により十分な資金があることも確認できます。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号53について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号53は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 続きまして、受付番号54について、高川原字高川原の担当であります13番加藤職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

13番 議案第19号、受付番号54の現地調査並びに申請内容の確認について説明いたします。

3月15日に大西委員、井内委員、太田事務局長、片岡主幹と私の5名で現地調査と聞き取りを行いました。

申請地は、高川原字高川原〇〇〇番、面積は3,758㎡の内1,800㎡、現況は休耕田です。

貸人は〇〇市に在住し、ここ数年耕作をしておりません。

借人は、町道を挟んで東に隣接する〇〇〇〇の増築工事を行うため、申請地を駐車場及び現場事務所として一時使用します。

期間は、令和6年2月28日までの10箇月間です。

計画の概要では、申請地にブルーシートを敷き、その上に砕石と鉄板を敷いて使用します。

事業終了後は、砕石、鉄板、ブルーシートを撤去して、農地に復元するとのことです。

雨水は地下浸透です。

東側と北側は町道、南側はコンクリートの畦となっております。西側は貸人が所有する休耕田の残地であるため、ほかの周辺農地には影響がないと思われま

す。許可相当と考えますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号54の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外された、第1種農地です。

概要につきましては、ただいま加藤職務代理が説明されたとおりです。

転用目的は、隣接する〇〇〇〇の増築工事に伴う、工事用駐車場及び現場事務所です。

第1種農地ではありますが、一時転用のため、不許可の例外となります。

転用期間は、令和5年5月1日から令和6年2月28日までです。

申請地は、ブルーシートを敷いた上に、砕石15cm、一部は鉄板を敷き、町道に接する北東部から進入します。

現状回復計画書によりますと、一時転用後は、これを撤去し農地に復元するとのことです。

なお、現在休耕状態であるため、農地復元後の作付けは、現時点では未定とのことです。

申請地の南側は水路、東側は水路及び町道、北側は町道、西側は高川原〇〇〇番の残地となる農地です。雨水の一部は残地の農地に流れますが、既に休耕状態であるため農業に影響はないとのことです。

申請地には、〇〇〇〇から水を取水しますが、手洗い程度にしか使用しないため、雑排水は特に生じないとのことです。通常の業務等において水が必要な場合の取水及び排水は〇〇〇〇で行うとのことです。

申請地には根抵当権が設定されておりますが、権利者と協議し、一時転用は問題ないとの回答を得ているとのことです。

農地転用に関して、周辺土地への被害防除に万全の措置を行うことが申請書に明記されております。

預金残高証明書により復元までの事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

一時転用であるため、麻名用水土地改良区の意見書は必要ないとのことです。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号54について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号54は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号56について、浦庄字国実の担当であります3番黒住委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

3 番 議案第19号、受付番号56について、説明いたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、3月16日に矢部会長、太田事務局長、片岡主幹、吉浦委員、笠井委員と私で、代理人の行政書士及び設置業者に会い、聞き取り及び現地確認をいたしました。

本申請は、貸人〇〇〇〇、借人〇〇〇〇、浦庄字国実〇〇〇番〇、登記が田、1,285㎡、第2種農地で20年の貸与となっております。

譲渡人には農業後継者がおらず耕作が困難であること、また、申請地周辺に高層の建物がなく太陽光発電に適しているため、土地の有効活用のため農地を転用するとのことです。

転用計画の概要については、盛土としてクラッシャーを15cm敷き詰めて造成し、年2回定期メンテナンス実施時に草が生えてないか確認し、必要であれば除草するとのことです。

また、付近の土地、作物等への被害の可能性は特にないと見込まれるが、万一、被害が発生した場合には、申請者の責任で解決するとのことです。

併せて利用する土地、国実〇〇〇番〇と〇〇〇番〇については、許可後に地役権を設定する予定です。

太陽光発電設備のため、給排水はなく、雨水については、自然地下浸透で対応するとのことです。

麻名用水土地改良区の同意が意見書で確認できます。

以上のことから、本件は許可相当と思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号56の申請地は、令和2年に農用地区域から除外された第2種農地です。概要につきましては、ただいま黒住委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置で、譲渡人に農業後継者がなく耕作できないため、また、申請地周辺に高層の建物がなく、太陽光発電に適しているため転用するものであります。

申請地は、現地盤からフェンスの内側に15cmの高さまで再生砕石で造成します。年2回定期メンテナンスを行い、必要があれば除草作業を行うとのことです。

雨水は地下浸透になります。

周辺地域に被害、事故はないとのことでありますが、問題が生じた場合は、転用者が責任をもって解決する旨が申請書に記載されております。

申請地は、工作物を所有し収益を目的とした、20年間の地上権を設定するとのことです。

隣地境界の内側にフェンスが設置されます。

併せて利用する土地、国実〇〇〇番と〇〇〇番の一部については、太陽光発電設備事業で通行するため、許可後に地役権を設定する予定とのことです。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

売電に関しては、再生可能エネルギー発電事業計画の認定、電力受給契約に関する文書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号56について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号56は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第20号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については2件です。

なお、受付番号58については先ほど説明したとおりです。

(議案書に基づいて内容を説明)

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号57について、藍畑字高畑東の担当であります11番案内委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

11番 議案第20号、受付番号57の非農地証明願について説明いたします。

3月21日に、中村委員と私の2名で、申請者及び代理人と現地確認と聞き取り調査を行いました。

申請地は自宅に隣接しており、昭和27年頃から行っていた、養蚕業関連の倉庫敷地として利用してきました。

今回、家のリフォームについて検討したところ、申請地を農地の復元することが困難であることから申請にいたったとのことでした。

現地確認で、申請地が現在も倉庫敷地となっていることを確認いたしました。

本件は、非農地証明交付相当と考えますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号57の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま案内委員が説明されたとおりです。

昭和27年から養蚕業関連の倉庫の敷地として利用してきたことであり、撮

影年月日が平成11年5月30日、証明年月日が令和5年2月15日の一般財団法人日本地図センターの空中写真が添付されております。

空中写真では建物敷地となっていたことが確認できるとともに、現在も建物敷地となっているため、農地への復元は著しく困難です。

申請地においては地元改良区等の組織がないことが誓約書で述べられております。農地の区分を含め、申請書類、添付書類を精査した結果、非農地証明書の交付に問題はないと判断しております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問、意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。
受付番号57について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号57は、非農地証明書を交付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。
報告第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、1件受理しました。
報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知については、1件受理しました。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって、令和5年3月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。

慎重審議ありがとうございました。